○農林水産省告示第六百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　青森県弘前市大字如来瀬字山田七七の七、七七の八、七七の一一、七七の一三、七七の一四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市本匠大字山部字長迫二六七〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　和歌山県東牟婁郡北山村大字七色字不動谷五八八、五九四、五九六、五九七、五九八の一、五九九から六〇四まで、六〇三の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県能代市字戸草沢五三の二、五三の八、五三の三一、一一〇の一、一一〇の二、二ツ井町切石字八木山九の二、二八の一、二九、二九の一から二九の六まで、三〇の一、四四の一〇、四四の一一、四五の一、四五の二、四六、六六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字戸草沢五三の二・五三の八・一一〇の一・字八木山二九・二九の二・二九の三・二九の五・二九の六・四四の一〇・四五の一・四五の二・四六（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町大ケ洞字向林七六一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町津具字林ノ上三四の八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市氷上町谷村字嶋ケ後一四一の一・一四一二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一四〇八から一四一〇まで、字西野二〇三五の一・二〇三六の一・二〇三八・二〇七〇の二・二〇七三の一・二〇七三の三・二〇七四の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇二八、二〇三七

二　指定の目的　土砂の流出の防備